

## 滞在地での不在者投票について

選挙の当日、出張や旅行などで遠隔地に滞在していて、斑鳩町での投票ができない方は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会ですべての不在者投票をすることができます。

### ○令和5年4月9日執行予定 奈良県知事・奈良県議会議員選挙

告示日：奈良県知事選挙 …令和5年3月23日（木）

奈良県議会議員選挙…令和5年3月31日（金）

投票日：令和5年4月9日（日）

不在者投票ができる期間：

奈良県知事選挙 …令和5年3月24日（金）から同年4月8日（土）まで

奈良県議会議員選挙…令和5年4月1日（土）から同年4月8日（土）まで

### ○令和5年4月23日執行予定 斑鳩町議会議員選挙

告示日：令和5年4月18日（火）

投票日：令和5年4月23日（日）

不在者投票ができる期間：令和5年4月19日（水）から同年4月22日（土）まで

## ■ 不在者投票の流れ

1. 斑鳩町選挙管理委員会へ、選挙人本人が記入した「不在者投票用紙等交付請求書兼宣誓書」を郵送または持参し、投票用紙等の交付の請求をしてください。メールやFAXによる請求はできません。  
※告示の日の前においても投票用紙等の請求をすることができます。
2. 告示日以降、斑鳩町選挙管理委員会から、投票用紙等を滞在先の住所地へ郵送します。
3. 郵送された投票用紙等を持って、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票を行ってください。
4. 投票済の用紙等が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会から、斑鳩町選挙管理委員会へ送付されます。

### ご注意ください！

- 不在者投票ができる時間、場所等については、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 郵送に日数がかかりますので、なるべく早めに投票してください。
- 封筒の中の内封筒には、「不在者投票証明書」と投票用紙等が入っています。内封筒は絶対に開封せず、そのまま滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ持参してください。
- 滞在先の選挙管理委員会の立会いなく書かれた投票は無効になりますので、くれぐれもご注意ください。

■不在者投票用紙等交付請求書兼宣誓書送付先

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12

斑鳩町役場総務課内

斑鳩町選挙管理委員会 宛